寄付申出書、嘱託登記依頼書

	審査指導課用		財産活用課用		備考
1	【原本】寄付申出書	【原本】嘱託登記依頼書	寄付申出書	嘱託登記依頼書	申出者＝土地所有者
2	位置図	位置図	位置図	位置図	申請地を朱線囲み
3	登記簿謄本	登記簿謄本	登記簿謄本	登記簿謄本	抵当権、通行地役権等消滅後
4	地籍図	地籍図	地籍図	地籍図	寄付又は帰属対象地を朱線囲み
5	登記原因証明情報兼登記承諾書（寄付用）	登記原因証明情報兼登記承諾書（帰属用）	登記原因証明情報兼登記承諾書（寄付用）	登記原因証明情報兼登記承諾書（帰属用）	
6	印鑑証明	印鑑証明	印鑑証明	印鑑証明	
7	資格証明	資格証明	資格証明	資格証明	
8	地積測量図	地積測量図	地積測量図	地積測量図	寄付又は帰属対象地を朱線囲み
9	現場完成写真	現場完成写真	現場完成写真	現場完成写真	登記対象部分を朱線囲み、地番を赤で記入
			【原本】登記原因証明情報兼登記承諾書（寄付用）	【原本】登記原因証明情報兼登記承諾書（帰属用）	実印押印（捨印とも）
			【原本】印鑑証明	【原本】印鑑証明	証明書発効後3か月以内のもの
			【原本】住所証明	【原本】住所証明	証明書発効後3か月以内のもの
			【原本】資格証明	【原本】資格証明	証明書発効後3か月以内のもの
			現場完成写真	現場完成写真	登記対象部分を朱線囲み、地番を赤で記入

※ 共有名義の場合
寄付申出書、登記原因証明情報兼登記承諾書は共有者全員の記名押印が必要。それぞれの持ち分も記入すること。開発区域で所有者が違う場合は、それぞれの所有者名で申請すること。
※ 財産活用課用の下段二重線囲み内はクリップ止め

・ 用地取得用（6部）

1	位置図	申請地を朱線囲み
2	土地利用計画図	申請地を朱線囲み
3	登記簿謄本	抵当権、通行地役権等消滅後
4	地籍図	申請地を朱線囲み
5	地積測量図	寄付又は帰属対象地を朱線囲み
6	現場完成写真	登記対象部分を朱線囲み、地番を赤で記入

※ 印鑑証明及び資格証明等は用地取得に関する覚書を締結する際に必要
※ その他必要書類についての問い合わせは用地課へ

引渡申出書

・ 審査指導課用

1	【原本】引渡申出書	申出者＝開発者
2	公共施設等の種類毎の詳細	実地検査の指摘を反映
3	位置図	申請地を朱線囲み
4	土地利用計画図	申請地を朱線囲み
5	地籍図	引渡部分を朱線囲み
6	地積測量図	引渡部分を朱線囲み
7	道路台帳	実地検査の指摘を反映
8	下水道台帳	実地検査の指摘を反映
9	交通安全施設詳細図	実地検査の指摘を反映
10	ごみ置場詳細図	実地検査の指摘を反映
11	消防施設詳細図	実地検査の指摘を反映
12	公園台帳、施設詳細図	実地検査の指摘を反映
13	その他各課施設詳細図	実地検査の指摘を反映
14	現場完成写真	引渡部分朱線囲み、地番を赤で記入

・ 下水道施設課（管理係）

1	引渡申出書	
2	公共施設等の種類毎の詳細	引渡施設を朱線囲み
3	位置図	申請地を朱線囲み
4	下水道台帳	実地検査の指摘を反映
5	その他詳細図	

・ 環境事業課

1	引渡申出書	
2	公共施設等の種類毎の詳細	
3	位置図	申請地を朱線囲み
4	土地利用計画図	申請地を朱線囲み
5	地籍図	引渡部分を朱線囲み
6	地積測量図	引渡部分を朱線囲み
7	ごみ置場詳細図	
8	現場完成写真	引渡部分朱線囲み、地番を赤で記入

・ 消防本部

1	引渡申出書	
2	公共施設等の種類毎の詳細	
3	位置図	申請地を朱線囲み
4	土地利用計画図	申請地を朱線囲み
5	消防施設詳細図	

・ 総務課

1	引渡申出書	
2	公共施設等の種類毎の詳細	
3	位置図	申請地を朱線囲み
4	土地利用計画図	申請地を朱線囲み
5	地籍図	
6	地積測量図	引渡部分を朱線囲み

・ 建設管理課用

1	引渡申出書	
2	公共施設等の種類毎の詳細	引渡施設を朱線囲み
3	位置図	申請地を朱線囲み
4	土地利用計画図	申請地を朱線囲み
5	地籍図	引渡部分を朱線囲み
6	地積測量図	引渡部分を朱線囲み
7	道路台帳	実地検査の指摘を反映
8	求積図	引渡部分を朱線囲み
9	道水路境界査定同意書	表紙及び表紙と地積測量図を割印
10	その他道路構造図等	
11	交通安全施設詳細図	
12	測量データ（CD-ROM）	
13	現場完成写真	引渡部分朱線囲み、地番を赤で記入

・ 下水道施設課（水路係）

1	引渡申出書	
2	公共施設等の種類毎の詳細	引渡施設を朱線囲み
3	位置図	申請地を朱線囲み
4	排水計画図	実地検査の指摘を反映
5	水路詳細図	実地検査の指摘を反映
6	地籍図	引渡部分を朱線囲み
7	地積測量図	引渡部分を朱線囲み

・ 公園緑地課

1	引渡申出書	
2	公共施設等の種類毎の詳細	
3	位置図	申請地を朱線囲み
4	土地利用計画図	申請地を朱線囲み
5	公園台帳	
6	各施設詳細図	
7	地籍図	
8	地積測量図	引渡部分を朱線囲み
9	現場完成写真	引渡部分朱線囲み、地番を赤で記入

・ 市民協働推進課

1	引渡申出書	
2	公共施設等の種類毎の詳細	
3	位置図	申請地を朱線囲み
4	土地利用計画図	申請地を朱線囲み
5	地籍図	
6	地積測量図	引渡部分を朱線囲み
7	施設詳細図	集会所竣工図
8	現場完成写真	引渡部分朱線囲み、地番を赤で記入

※ 担当職員から指示のある図書を提出すること。
※ その他区域の整備内容に応じて必要図書を提出すること。
※ 提出がない場合は、都市計画法第36条の手続きを進められないため、速やかに提出すること。
※ 土地謄本の記載事項について、住所、所有権者が更新されていないときは、つながりのわかる書類を添付すること。（例：戸籍や住民票等。）